

全仏



No.
526

仏暦2550年 3月
[2007年]



(スリランカ シーギリアレディ 撮影 田村 仁氏)

CONTENTS

報告

理事会・評議員会・新年懇親会開催

「論点・視点 ②」 宗門における男女共同参画推進のために
加盟団体をゆく<第二回> 岐阜県仏教会
五十周年記念三事業の詳細
インド洋津波犠牲者三回忌追悼法要厳修
加盟団体顧問弁護士連絡会開催
花まつりポスターのご案内



財団法人 全日本仏教会
JBF WFB(世界仏教徒連盟)日本センター



おかげさま。
地域の縁・アジアの縁

理事会・評議員会開催

本会の理事会・評議員会が、一月三十日、赤坂プリンスホテルにて開催された。最初に仏教徒の歌「ああ、このよるこび」を斉唱。安原晃理事長を導師に三帰依文を唱和した。

本理事会・評議員会においては、平成十九年度の事業・予算などが慎重審議された。



理事会・評議員会

評議員会

本会寄附行為第三十条二項に基づき、松浦浩道師（臨濟宗南禅寺派）が議長に選出され、石堂恵眼師（真言宗中山寺派）・中村昌道師（福島県仏教会）が議事録署名人に選出された。

議案第一号「理事の変更について承認を求める件」

松浦議長より上程。

全会一致で承認される。

協議事項

一、平成十九年度事業計画（案）について意見を求める件

二、平成十九年度収支予算（案）について意見を求める件

三、平成十八年度補正予算（案）について意見を求める件

松浦議長より一括上程される。

宮川総務部長、飯島財務部長より詳細に説明され、全会一致で原案通り賛同の意が示された。

四、第二十回比叡山サミット後援について

濱中光礼理事（天台宗宗務総長）より後援ならびに協力の要請がされる。

引き続き、谷晃昭評議員（天台宗）と福井邦彦天台宗総務部総務課課長より同サミットについて詳細に説明され、全会一致で賛同の意が示された。

小林正道師（浄土宗）・坂本観泰師（全日本仏教青年会）が議事録署名人に選出された。

議案第一号「評議員の変更について承認を求める件」

安原議長より上程。

全会一致で承認される。

議案第二号「常務理事の変更について承認を求める件」

安原議長より上程。

全会一致で承認される。

議案第三号「平成十九年度事業計画（案）について承認を求める件」

議案第四号「平成十九年度収支予算（案）について承認を求める件」

議案第五号「平成十八年度補正予算（案）について承認を求める件」

安原議長より一括上程。

宮川総務部長、飯島財務部長より詳細に説明され、評議員会での原案賛成の意見を受け全会一致で承認された。

協議事項

一、第二十回比叡山サミット後援について

濱中理事（天台宗宗務総長）より後援ならびに協力の要請がされる。引き続き、谷評議員（天台宗）と福井天台宗総務部総務課課長より、同サミット

について詳細に説明され、全会一致で賛同の意が示された。

報告事項

報告事項は理事会・評議員会共通の為、同時に報告された。

一、財団創立五十周年記念事業の現況について

総務部会・勸募部会・式典部会・神奈川大会部会・WFB大会部会・記念誌編纂部会について、各部会部会長、事務局の担当部長より報告がされた。

（本会HP並びに、今号八頁参照）

二、第七十二回WFB（世界仏教徒連盟）執行委員会報告

戸松義晴WFB執行委員（国際交流審議会委員）より、昨年十一月二十三日・二十四日に開催された第七十二回WFB執行委員会において、来年十一月十四日から十七日の期間で、第二十四回WFB世界仏教徒会議日本大会を開催することが承認された旨の報告がされた。なお、本報告の詳細は本誌一月号（525号）に掲載。

三、「朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨返還問題」への取り組みについて

関係諸官庁の担当官が同席。厚生労働省人道調査室長より実地調査につい

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

理事会

本会寄附行為第二十八条に基づき、安原理事長（真宗大谷派）が議長に、

て現況報告を行い、日頃の協力への感謝の意が示され、更なる協力の要請がされた。

四、不活動法人に関する事

文化庁宗務課より不活動法人の対応について、加盟宗派への協力要請と二月開催の説明会への案内があった。

五、適切な宗教教育実現のための教育基本法第九条改正推進特別委員会

(略称宗教教育推進特別委員会)報告

杉谷義純宗教教育推進特別委員会委員長より、平成十八年十二月十五日に第一六五回臨時国会において成立し、十二月二十二日に公布・施行された改正教育基本法について、現況と今後の対策について報告された。

六、インターアクション・カウンスル(OBサミット)について

本年五月二十一日から二十三日にウィーン(オーストリア)で開催されるOBサミットにおいて、日本の仏教界を代表しての提言を英語でしていただきたいとの依頼が本会に寄せられた。

以上の要請を受け、本会としては、大谷光真元会長(浄土真宗本願寺派門主)に御出向を依頼し、お引きうけいだいた。

七、公益法人制度改革の現況について

長谷川正浩弁護士より、現況と今後の留意点について報告された。

八、宗教法人の情報開示に対する鳥取

県の控訴審判決について

長谷川正浩弁護士より、現況と今後の留意点について報告された。

(『全仏』五二三号関連記事参照)

九、各部報告

国際部

十二月二十六日にタイ・ブーケットの慰霊碑において厳修された「インド洋津波犠牲者追悼法要」について、大道晃仙会長の名代で法要を勤めた法要団を代表して、伊東隆司評議員(日蓮宗)より報告がされた。

(詳細は今号九頁)

広報文化部

新たに作成された「花まつりポスター」についてと、『全仏』のリニューアルと『全仏』誌論説委員会」の設置について報告された。

社会部

「参議院自由民主党全日本仏教議員連盟」(会長 青木幹雄参議員)が同日結成された旨の報告がされた。

総務部

日本宗教連盟より「臓器移植法改正問題に対する意見書」が、本会より「税制・税務に対する要望書」が担当諸官庁に提出された旨の報告がされた。

「新年懇親会」開催



挨拶する大道晃仙会長(曹洞宗管長)

評議員会・理事会終了後、午後五時三十分より同赤坂プリンスホテル「新緑」の間で「新年懇親会」が開催された。仏教徒の歌「ああ、このよろこび」を斉唱し、大道晃仙会長・安原晃理事長の挨拶の後、山北宣久日本宗教連盟理事長(日本キリスト教連合会顧問)・組坂繁之部解散放同盟中央執行委員長より祝辞を戴いた。

佐藤令宜副会長の発声で乾杯がおこなわれ終始和やかな懇談が続いた。当日は、寺町研山副会長、安田暎胤前副会長、里見達人前理事長をはじめ、関係諸団体や国会議員等、三百名を超える方が出席した。本年は財団創立五十周年の年。多くの課題を抱える仏教界において、僧俗・宗派を超えた取り組みが始まろうとしている。

論点・視点

②

宗門における男女共同参画推進のために

真宗大谷派宗議会議員 望月 慶子

男女両性で参画できる寺院運営、宗政参画を願って真宗大谷派の坊守として二十五年にわたって宗門の性差別問題に関わってきた者の責任を果たしたいという思いと、宗門を変えたいという熱い思いをもって、二〇〇五年の宗議会議員選挙に立候補しました。

これまで、宗議会議員は二十五歳以上の住職・教会主管者にだけ被選挙資格があり、有教師全員に選挙資格がありました。ということは、これまでも女性住職には被選挙資格はあつたわけで、宗憲上は性別を根拠にした格差はなく、平等になっていると言われてきました。しかし、女性住職のほとんどは、夫が亡くなった女性や独身の女性で、とても宗議会議員に立候補ができる時間的余裕などなく、必死に法務と家事をこなしているのが実態で事実上の平等にはなっていないというのが私の認識でした。

二〇〇五年の宗議会議員選挙条例の一部改正する条例は、宗門の活性化を図るために宗門世論に基づいて宗門の最高議決機関の議員資格を可能な限り

開き、女性や青壮年など多くの宗門構成員が宗門活動や宗政に参画できるように、つまり住職や教会主管者の男性だけでなく、いろんな立場の人の声が直接宗門に反映されることを願っての改正で、住職でない女性にも宗議会議員に立候補する道がひらかれ、二名の女性議員が誕生しました。

私の選挙戦は壮絶でした。体重は減り、足に帯状疱疹ができたほどのストレスとの戦いでもありました。運動員の多くは、初めて選挙戦を経験する女性たちでしたが元気がよく、「女性議員を誕生させることが私たちの悲願」「女人禁制の古い宗門体質に風穴を開けて欲しい」「ひらかれた宗門にするために活躍して欲しい」と、これまでにない意気込みが感じられました。私は選挙戦を闘いながら挫折しそうになったのは、「議会はやっぱり男でない」と、男性からだけでなく女性からも聞こえてくる古い宗門体質の厳しい現実でした。たしかにこれまでの議会は男性ばかりで男性の関心や利益で物事が話し合われ決められるというよう

なイビツな現状がありました。女性の側も宗政に無関心で、政治の世界は男性の領分であるがごとく男性まかせの政治を容認してきた責任はもちろんあると思いますが、その根底には「三従の女人」という、父親・夫・息子に従うべきだとする封建思想が彼女らの自立を妨げてきたと思われれます。

大谷派宗憲の前文には宗門運営の根幹として、「この宗門の運営は何人の専横専断をも許さず、あまねく同朋の公儀公論に基づいて行う」とあります。ということは男女共同参画は当然の要求であり、男性中心の教団から「男女両性で形づくる教団」への本来性に立ち返ることが願われているのではないのでしょうか。

少年犯罪、児童虐待、肉親関係の殺人、ドメスティックバイオレンス、自殺者の増加などと時代社会の中で人間の無明が生み出す苦悩に対して宗祖の教えをもって「生きる支え、心のよりどころ」となる宗門存立の意義、その本来性を回復する道を選ぶのか、それとも古い宗門体質のまま衰退していく道に向かうのか、男女共同参画の課題から厳しく問われているのですが、男性たちの意識は旧来の観念や慣習から他人事になっていることが多く、さらに深刻なことは早急に改革すべき課題であるとの認識が少なく、むしろ伝統を重んじ変化を拒むというような古い宗門体質に支配されている方が多いよ

うに思われます。また、男女共同参画の問題は民主主義の課題だという声すら出てくる始末です。言うまでもなく男女共同参画の問題は民主主義の課題をこえた、人間存在としての根本問題ではないでしょうか。つまり、信心の課題でもあるわけです。なぜなら、男女共同参画の中身は差別からの解放にあるからです。私はこのことを部落差別から学ばせてもらいました。

二十数年前のことですが、夫がゆがみのない親鸞聖人の本當の教えを差別に苦しんでいる人々にこそ伝えたいから「被差別部落の中に聞法道場を開設したい」と言ったとき私は反対をしました。当時、部落差別については少し学習をしていたので知識と正義感だけで差別はいけないという意識はあつたし、なにより、私は差別をしていないという気持ちが強くて、自分自身の問題としてとらえることは出来ませんでした。そんな時、夫に誘われて行った県連大会の宗教部会場で、一人の老人が野間宏訳の歎異抄を手にかざして「坊さんがもつとしっかりと親鸞さんの教えを伝えてくれていたら部落差別なんかとつくになくなっていったんや」という声を聞いた時、被差別者の生きを支えになつていない寺の現状と親鸞の教えを伝えていいのかと厳しく問われたと思います。思わず下を向いてしまいました。その出来事がきっかけとなり、道場の開設に賛成しました。差別を許

さなという強い思いで毎月の歎異抄の学習会に通ってくる人のほとんどは、結婚差別や就職差別などとさまざまな差別を受けてきていました。だから自分の子どもには差別のない時代を願って差別と闘っていました。彼らから優しい言葉でもってきびしい指摘をうけながら、人間が人間を差別することは許されない行為であること、無関心でいることや伝統という名のもとに従ってきた慣習や生活の中の迷信が部落差別や女性差別、障害者差別などを温存し、維持し続けていることを教えられ、そのことをなくす努力をしていくことが様々な差別をなくしていくことになる、と、反差別の視点から親鸞の教えを学ばせてもらいました。

宗門は長い間、私たち女性を疎外しながら同朋教団を名乗っていました。私自身もそれが性差別であるとなかなか気づかなかったのですが、「それが女性差別やないか」と差別を見抜く目、そして闘う姿勢を部落差別と闘う彼らから教えられました。

真宗大谷派の女性たちの平等への願いの道のりも長く険しいものがありました。

今から二十五年前の一九八二年、真宗大谷派坊守会連盟の研修会において坊守の役割や位置づけについて協議し、①宗門には女性差別がある②不慮の災難のことを考えて女性教師にも女性住職就任の道が開かれていないのはおか

しい③宗政に男性と違う視点で女性の意見を述べる場がないということが確認され、翌年一九八三年宗門における坊守の資格と位置づけを明確にしてほしいと第一回目の要望書を宗務総長に提出しました。

一九九九年に成立した国の法律「男女共同参画社会基本法」より、さかのぼること十七年も前から「男性と同じ資格がある女性に住職の資格を与えない宗門の制度機構は差別であり、おかしい」と指摘をしてきました。当時から、宗門は男性僧侶中心で運営され、重要な問題は男性によって決められており、女性は脇に置かれていました。得度の年齢は男性九才、女性二十歳、当然資格があっても住職にはなれないという理不尽な仕組みのなかで、教団を主導する男性僧侶から聞こえてくる声は、「女が住職の椅子を一度手に入れるとなかなか手放さない」「家の中の大黒柱は一本でよい」「男は絵、女は額縁、額縁が立派すぎると絵が死にます」「女に安心が語れるのか」「坊守は坊の守をするのが仕事だからお茶を入れてしっかりお寺を守ってあげればいいのになどと、また、女性からは差別とわかっていてもこのままでいい」「無関心をよそおう方が楽でいい」とか「差別があるなんて知らなかった」という声を聞いた当初は、がっかりしました。が、ずつとめげずに宗門の差別問題にかかわり続けていけるのは道場

(仏法を聴聞する場)で人間解放への歩みを学んだからだと思います。

以来二十数年にわたって坊守会連盟は宗門内に存在する性別を根拠とした不平等な取り扱いに対して願いを持って十一回の要望書をもって問題提起をしてきました。その内容はいずれも寺や宗門の使命を問うものであり、「坊守がいなければ寺は維持できない」と言われながら宗門の構成員としての位置づけが明確になっていないことに対する、「坊守とは何なのか」との問いかけでもありました。そのような中、一九九一年男性の後継者を欠くとき女性住職が認められ、同時に得度の年齢も男女同じになり、一九九六年には住職の性差がはざされ、女性たちの声を反映させて組織機構の中に「女性室」が設置されました。また、二〇〇〇年四月に提出された宗務審議会「坊守の規定に関する委員会」の答申には、「大谷派宗門においては制度、機構、教学、教化の多方面にわたって男性を中心とする長い歴史を持ち、それは女性に対する差別を生み出し、助長することとなった。多くの男性はその状況を差別と人権の問題として意識化することなく看過してきたのである」と述べられています。

今後、宗門が真の同朋教団として変革を考える時、時代社会の男女共同参画の流れそのまま真宗教団に当てはめるのではなく、男女が宗教的人格とし

て共に仏道を歩む宗祖の男女観を踏み外すことなく坊守の位置づけを明確にすることが男女共同参画の同朋教団を目指す取り組みだと思います。

男女平等に参画していくことは過疎化、高齢化、少子化、宗教離れなど時代状況がもたらす宗門危機の現況を打破する力にもなり、男性中心教団から男女が対等なパートナーとしての寺院運営と開かれた間法道場への道筋になりうると考えています。

私も長い間、男性ばかりで政策決定してきたことで弊害が出てきているといわれている議会の中で「男女両性で形づくる教団」が全ての人の共有課題となり、根付いていくために徹底して女性の側に立って男女共同参画の同朋教団実現に向けて任務を果たす覚悟です。

望月慶子氏

真宗大谷派宗議会議員

真宗大谷派坊守会連盟・前委員長

兵庫県・男女共同参画審議会委員

* 次回の「論点・視点」(四月号)は、元朝日新聞「こころ」編集長菅原伸郎氏にご寄稿いただきます。

加盟団体をゆく〜星霜・風景・遭遇の旅

《第二回》岐阜県仏教会

加盟団体と地域社会との繋がり、そして、ご苦労や喜びや歩み、思いや願いをお聞きし、インタビュを通して皆さんの生の声をお届けする「加盟団体をゆく」第二回は岐阜県仏教会を訪ね、本会の副会長、寺町研山岐阜県仏教会会長にお話を伺いました。本誌

十一月号（五二三号）においても、第二回こころの日ぎふ県民大会東濃大会の報告を掲させて頂きましたので、あわせてご一読頂けましたら幸いです。

寺町研山会長のご自坊である大龍寺は、岐阜市栗野に位置し、だるま観音の愛称で親しまれているとともにドウ



寺町研山岐阜県仏教会会長

ダンツツジの庭園でも有名。境内には岐阜県仏教会の中心的活動でもある「こころの日」のほりも立てられ、岐阜県仏教会の活動の活発さやエネルギーを強く感じる中で、お話を伺う事ができました。

※ ※ ※
— 仏教会の活動で、継続的に、また特に力を入れていらっしゃる点についてお聞かせ下さい。

岐阜県仏教会は、昭和六十三年に第三十三回全日本仏教徒会議岐阜大会を主催させて頂き、一万三千人以上の方に参集頂きました。その際に、四月八日を「こころの日」にしようとの決議をされました。同決議を具現化すべく、以来「こころの日」運動を続けてきております。

その具体例としましては、毎月八日を「こころの日」として、喫茶店等の会場に講師を招いて法話を中心としたイベントを行っております。年一回は先日の東濃大会のような大々的な大会を開き、檀信徒会を中心とする大会を集まって頂いており、今後も継続して行っていくよう、地域の商工会等、財

界や教育界も巻き込んでご協力を頂いており、今後もより多くの方に協力頂けるよう要請しております。

また、「お経を習いましょう運動」も三十八年以上継続中で、毎年夏休みに開催しており、昔のラジオ体操のように出席カードを配布し、一日参加するとそこにスタンプを押してゆき、一杯になると終了証を渡しています。他に大きな行事としては、美濃出身の代表的な高僧である栄叡大師一二五〇年を記念して、中国より坐像を奉迎し毎年六月に正眼寺において顕彰法要を厳修しております。又終戦五十回忌には「平和の鐘」を岐阜で鑄造しトラックに積んで県下九十九市町村を二カ月かけて鐘をついて回り、サイパン南冥堂に安置し、今もつかれております。今後とも色々な節目で運動を進めてゆこうと考えております。

— 昨今の様々な社会問題について、感じていらっしゃる思いをお聞かせ下さい。

「こころの日」の活動についても、本来は毎日が「こころの日」であるならもっと良いですし、このような活動が必要なくても、一人一人のこころが正しい状態に保たれているのが理想だと思います。ですが、実際には社会では大変悲惨な事件が多発しており、せめ

て毎日は無理でも毎月、何かを感じて頂けたらという思いで毎月八日を「こころの日」にして活動しております。

今は教育も政治も経済も、土台となるものを全く失ってしまっており、欲のために生き、欲の為に苦しんでしまっています。土台がしっかりしていないのですから、何をやってもうまくいくはずがありません。

人を殺すな、盗みをするな、嘘をつくなというあたりまえの三原則は、全ての宗教共通ですが、今の世相では守られていません。我々僧侶には仏教という大黒柱があるのですから、地域の人々や、苦しんでいる人々に自分たちが飛び込んでいって広報し、社会問題の解決に尽力すべき、と考えています。

— 現在の仏教界と今後の仏教界の在り方について、指針のようなものをお聞かせ下さい。

家庭が一つになる瞬間や象徴というのは、古来は仏壇に手を合わせる事により実現されていた、と私は考えております。それがこうも崩れたのは我々僧侶の怠慢であると思います。本仏教会では「家庭に仏壇を」運動を進め、なるべく費用的に負担の少ない仏壇を用意したり、設置方法の問い合わせに答える等々の活動を通じて、仏教を通じての家庭のあり方を今後も提唱して



貴重な資料を多数閲覧させて頂きました

ゆく考えです。

仏教界全体を考えた際に、宗派単位による宗教法人としての意識はありますが、公益法人としての意識が不足しているように思います。

仏教界の持つ「伝統と文化」を基盤にして、地域との繋がりを強化してゆき、様々な方に後押しをして頂かなくては寺院の公益性を認めてもらうことは難しいと考えています。「いのち」を次の世代へ受け継ぐ為にも、宗派を超えた仏教的な発信が必要だと考えます。

―来年財団創立五十周年を迎える本会の活動へのご意見・ご要望がございましたらお聞かせ下さい。

岐阜県仏教会に四十年間携わって来ましたが、仏教界全体への発信という

事に関しては限界を感じます。全日本仏教会は新聞等、メディアの扱いは大きいので、宗派単位、都道府県仏教会単位ではなかなか扱ってもらえないニーズも扱ってもらえる場合が多いのです。全日本仏教会から様々な情報発信をして頂けると非常に効果が大きく、都道府県仏教会も助かります。

様々な活動を通じて知り合った、財界や政界の人々からも「こころの問題は、仏教でしか解決しない」と考えるとの言葉を頂きました。また熱心な方々に多く巡り合うこともできました。仏教界全体に対する期待は非常に大きいと思います。

しかしながら、少し乱暴な言い方になってしましますが、いくら良くても人に知られていないのならば無いのと同じ、という意見もあります。仏教界全体を通じて、活動はしていても広報がさっぱりだ、という現状はよく目にもしますし耳にもします。他方面からご指摘されることも多々ございます。そういった点で、今年度より全日本仏教会に広報文化部が設置された事には非常に期待を寄せています。

「全仏」誌、もしくはもつと簡単な事業報告でも良いので、全ての寺院に配布出来るような広報が出来るのであれば、役職の方に「全仏」誌を有縁の方に配

ってもらい、会費を寄せてもらう方法もありますよね。あと、より一層「花まつり」の促進を行っていただきたい。そうした事が全日本仏教会そのものの組織強化に繋がってゆくのではないかと考えております。(談)

―ありがとうございます。

取材を通じて感じた点として、岐阜県仏教会には社会問題や地域の問題に関して「実現可能な具体的な発案をし、すぐに実行に移す」という極めて具体的な取り組みがなされており、活動に對しての反応が鈍かった場合も地域の人々をはじめとして多方面の方々の協力を仰ぎ、実現へと導いていく粘り強さを感じました。

インタビューの内容で、誌面不足で書ききれなかった部分も多々ございましたが、本会の活動に對しての指針も非常に具体性に富んだアドバイスを多数頂きました。中でも、

「地域に根付いた活動は都道府県仏教会、つまりは我々が行ってゆきます。全日本仏教会さんには、全一仏教運動の提唱等に見られるような、全日本仏教会さんにしか出来ない活動をやっていって頂きたいと思います」

というご意見は、非常に心強く、指針となるご意見に感じました。

また、寺町会長は、私の宗派のこと

ですがと前置をして、

「どうしてお経を読むのですか、と問われた時は、「食事」「法輪」「世事」「仏事」これが円融(円を描くよう)にとけあつて合わさる事)になるようにお経を読んでいます、と答えています。仏教は、日々の生活を正しくする事が始まりでもあり、同時に大きな目的でもあります。ですが、現代の人々はこころの支えを失ってしまっています。仏教でなければいけないなどとは絶対に言いませんが、我々は仏教徒である以上、仏教を推進する事を通じて社会問題の解決や人々の救済に当たるのが必然だと思います」

とのお話を頂き、感銘を受けると共に現代社会に對する危機感・使命感を強く感じました。

本会も財団創立五十周年を迎えて、これまでの五十年を振り返るだけでなく、「NEXT50」、次の五十年に向けて新たな一歩を踏み出してゆく必要があり、今後も広報活動の充実化に努めてゆく所存です。加盟団体の皆様には、今後とも情報提供並びに取材協力をよろしくお願いいたします。

(西野)

岐阜県仏教会ホームページ

<http://bukkyofu.net/>

こころの日 ホームページ

<http://kokoronohi.com>

謹んで新年のお慶びを
申し上げます。

本年は神奈川県におきまして全
日本仏教会財団創立五十周年記念
事業「第四十回全日本仏教徒会議
神奈川大会」が開催されます。
皆様のご協力とご参加を心よりお
願いたします。

神奈川県仏教会

- 会長 横山 敏明
- 副会長 本間 孝康
- 同 倉田 隆常
- 同 長尾 徳順
- 同 藤井 良晃
- 事務局長 井澤 孝一
- 神奈川大会 和田 大雅
- 事務局長

横浜市中区大平町九十六 西有寺内

〒231-0859 ○四五(六六一)〇一六六

財団創立五十周年記念三事業

記念式典・全日本仏教徒会議・WFB世界仏教徒会議の詳細

財団創立五十周年記念式典

開催日 二〇〇七(平成十九)年
八月二十三日(木)

会場 記念式典

大本山増上寺大殿

記念講演・祝宴

東京プリンスホテル

◆ 記念式典 十四時〜(予定)

・五十周年記念法要並びに

関係物故者追悼法要

・功労者表彰

◆ 記念講演 十六時

講師 五木 寛之 氏

「二十一世紀

仏教の道をたずねて」

◆ 祝 宴 十七時三十分〜

第四十回全日本仏教徒会議
神奈川大会

開催日 二〇〇七(平成十九)年
十一月十九日(月)・二十日(火)

会場 神奈川県『パシフィコ横浜』

横浜市西区みなとみらい一ー一ー

◆ 開会式 十三時〜

◆ 基調講演十三時五十分〜

◆ 講師 奈良 康明 師

「現代における仏教の役割」(仮題)

◆ 加盟団体代表者会議と分科会

◆ 全体会議(各会議の報告) 十七時〜十八時

◆ 交流親睦会 十八時三十分〜二十時三十分

◆ 二十日(火) 大ホール

◆ 記念式典 九時〜十時

◆ 特別記念講演 十時二十分〜十二時二十分

◆ 講師 グライ・ラマ法王

「信ずる心と平和」

◆ 特別記念講演

◆ 講師 グライ・ラマ法王

「信ずる心と平和」

第二十四回WFB日本大会

二〇〇八(平成二十)年
十一月十四日(金)〜十七日(土)

十一月十二日(水)

WFBY(世界仏教徒青年連
盟)・WBU(世界仏教徒大
学)ミーティング

十三日(木)

WFB執行委員会
開会式

十四日(金) 総会(役員選挙)
開会式

十五日(土) 全体会議
各種委員会

十六日(日) シンポジウム等
閉会式

財団創立五十周年

記念事業特別協賛金寄付者御芳名

【寄付者】(12月1日〜2月10日)

慈願寺 池田堅昭・明順寺 齋藤明聖
慈願寺 池田行信・宗清寺 飯島尚之
靈岩寺 川橋正秀・

山茂岱定・村岡正之・池田顕雄
常教寺・正蓮寺・真光寺・覚證寺

合計 75万5千円(順不同・敬称略)

ご支援誠にありがとうございました。
皆様のご支援・御協力をお待ち申しあげております。

インド洋津波犠牲者三回忌追悼法要厳修

二〇〇六（平成十八）年十二月二十六日午後一時三十分からタイ国プーケット県カマラビーチにおいて「インド洋津波犠牲者三回忌追悼法要」を本会会長名代として日蓮宗伊東隆司伝道局長一行十八名によって行われた。



追悼法要において
献花・献香・合掌をする女性

法要団一行は、二十五日午前便で成田空港を立ち、バンコク経由でプーケット空港着。バスにて会場のカマラリゾートホテルに午後七時（日本時間午後九時）に到着した。日本人会副会長大野肇氏や理事のタイパン・コーソン正美氏、前日入りした奈良慈徹社人権部長の出迎えを受けた後、早速、翌日の予定について打合せを行った。二十六日、設営された追悼法要の会

場にて全体の打合せを行い、早めの昼食を済ませた。午後一時には、会場隣接のコテージにて式衆は衣帯着用。快晴の日差しの中、特設テントには、日本人犠牲者の遺族三十名、装束をまとった式衆、日本国特命全権大使小林秀明氏、バンコク商工会議所会頭坂野哲司氏、WFBパロップ事務総長代理、プーケット県副知事トゥリー・アカラジャー氏、現地の方々など二百五十名が気温三十五度の中、着席した。慰霊祭セレモニーの初めに主催者を代表してプーケット日本人会会長の宮下和司氏が、日タイ両国関係者を含む多くの方の協力によって三回忌慰霊祭が営むことができ、謝意を述べた。この他、四名が弔意を述べた後、追悼法要が行われました。導師の伊東団長、式衆十名によって慰霊之碑の開眼に引き続き、追悼回向が行われ、途中、参列の遺族らが献香と献花を行った。また、この催しを知った神奈川県西湘高校の有志二十余名が、前夜一所懸命に折った千羽鶴を捧げた。

終了後、ホテル内に移り、参列の関係者によるカクテルパーティーが催され、伊東団長が「一日も早く失望の暗

闇から脱して、清らかな国土再建のため、そしてお亡くなりになられたすべてのの方々の菩提のために、和を以て益々のご精進に励まれますよう、切に願います」と述べた。

二〇〇四（平成十六）年十二月二十六日午前八時過ぎ、インド洋スマトラ沖で発生した大地震は、沿岸各地に大津波を引き起こし、数万人の命を奪った。翌年四月、タイ国政府は、本会に犠牲者の追悼法要を要請され、五月八日バンガー県カオラックと九日プーケット県パトンの浜辺で追悼法要を厳修いたしました。このとき、本会会長に藤井日光前会長が就任されており、会長教団である日蓮宗に法要団派遣をお願いしました。日蓮宗の総本山身延山久遠寺から井上瑞雄総務を団長とする二十名と本会事務局より三名が随行し、タイ国の要請に応えました。また、その追悼法要の中で本会と久遠寺からタイ国政府と世界仏教徒連盟に各二〇〇万円ずつの義捐金を寄託しました。

同年、十二月の一周忌には、プーケット日本人会が本会と日蓮宗、内外の企業、団体、篤志者の寄付と協力をもとに基金を創設。プーケット県カマラリゾートホテルの敷地内に「慰霊之碑・久遠の風を願う」を建立し、二十五日に除幕式を行いました。

この慰霊之碑の裏面には、津波犠牲者に対する追悼の言葉がタイ語、英語とともに藤井前会長の追悼文が刻まれています。



慰霊之碑
久遠の風を願う

今回の三回忌追悼法要は、現地の観光関係者を主体とするプーケット日本人会（会員200余名）が経済的に厳しい状況の中、津波の犠牲となった多くの内外の方々を追悼するために企画された。

本会とのご縁をもとに、昨年夏頃から事務局へ打診があり、追悼法要の実施に向けて日本人会副会長大野肇氏や理事のタイパン・コーソン正美氏が度々訪局した。本会では、この日本人会からの申し出を前向きに進めたく、ご縁のある日蓮宗務院に相談ならびにご依頼をしました。津波発生が年末の二十六日と各ご寺院にとっても多忙を極める中、伊東局長ほか宗務職員、久遠寺杉浦則雄法務部長、日蓮宗青年会執行部の協力を頂き、法要団を組むことができました。誌面をお借りして御礼申し上げます。

加盟団体顧問弁護士連絡会開催

本会加盟団体の顧問弁護士連絡会は、平成十九年二月六日午後二時から京都・花園会館を会場に開催した。開会に先立ち、安原晃理事長は、「各団体の法律顧問の方々が仏教界に影響を及ぼす公益法人制度改革の問題を共に研究して頂くことは、ひいては本会の存立にも関わり、智慧と知識を結集して頂きたい」と述べた。

講師の宇賀克也氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、公益法人制度改革に関する有識者会議のメンバーであり、ケース・スタディとして財団法人全日本仏教会の「寄附行為」をサンプルに、一時間この制度の解説を行った。公益認定法人を目指す場合、公益認定基準を満たす上で、寄附行為（定款）の変更と公益目的事業費比率五十%以上の要件が不可欠と指摘した。休憩後、長谷川正浩氏が進行役となつて、この問題を出席した二十名の顧問弁護士各氏が検討し、今後の対応を可及的速やかに進める必要が望まれるとの見解が提起された。

◇ 従来は、財団法人に関する公益法人制度改革の法律が平成十八年



六月二日公布された。この法律の施行日は、平成二十年十二月一日である。施行から五年間の移行猶予期間内に三つの選択肢を選ぶ必要がある。現在の社団・財団法人は、移行猶予期間において特例社団・財団法人（特例民法法人）として非課税扱いであるが、その期間内に特例民法法人から免税の公益認定法人、課税対象の非営利法人（社団・財団形態の法人）、解散法人のいずれかを選ぶこととなる。現在、特例民法法人は、運営上欠くことの出来ない寄附行為や資産運用等の諸要件の見直しと検討を行い、どの選択肢とするかを求められている。

人事

就任

常務理事 潤 英徳（曹洞宗）

評議員 岡部兼海（高野山真言宗）

矢坂誠徳（兵庫県仏教会）

今杉康道（臨済宗円覚寺派）

乙川映元（曹洞宗）

後藤壽邦（浄土真宗本願寺派）

日下悌宏（西山浄土宗）

森 寛勝（高野山真言宗）

川中光教（浄土宗）

社会人権審議会

深 真樹（高野山真言宗）

本多静芳（事務総長推薦）

吉田道興（事務総長推薦）

望月哲也（事務総長推薦）

長谷川正浩（事務総長推薦）

藤丸智雄（事務総長推薦）

国際交流審議会

岡部兼海（高野山真言宗）

小林潤一（真宗大谷派）

中村澄枝（浄土真宗本願寺派）

山本昭弘（神奈川県仏教会）

適切な宗教教育実現のための教育基

本法第九条改正推進特別委員会

谷地玄雅（浄土宗）

森 寛勝（高野山真言宗）

齋藤明聖（真宗大谷派）

北條祐英（事務総長推薦）

財団創立五十周年記念事業実行委員会

退任

常務理事 有田惠宗（曹洞宗）

評議員 富家海信（高野山真言宗）

金井孝顕（兵庫県仏教会）

葦原正憲（曹洞宗）

山田智之（浄土真宗本願寺派）

柴田康英（西山浄土宗）

総務財政審議会

高橋智運（高野山真言宗）

曾和義雄（浄土宗）

社会人権審議会

佐々木兼俊（高野山真言宗）

国際交流審議会

富家海信（高野山真言宗）

新田智通（真宗大谷派）

広報委員会

西山慈晃（浄土真宗本願寺派）

丸山邦雄（神奈川県仏教会）

適切な宗教教育実現のための教育基

本法第九条改正推進特別委員会

松本真岳（浄土宗）

財団創立五十周年記念事業実行委員会

高橋智運（高野山真言宗）

藤田哲史（真宗大谷派）

金井孝顕（兵庫県仏教会）

事務総局退就任

退職（平成十八年十二月三十一日）

採用（平成十九年一月一日）

江島聖美 総務部主事

小宮加奈 総務部主事

事務総局録事

十二月(十一月三十一日)

十一日▼第四十回全日本仏教徒会議神奈川大会部会

▼日韓・韓日懇談会出席
(於パークタワー)

▼伊藤治雄元本会理事長葬儀参列

十二日▼日本宗教連盟臨時幹事会
(於本会会議室)

十三日▼「全仏・同和委員会二十六年間のあゆみ」座談会出席(於真宗大谷派宗務庁)

▼日本宗教連盟意見発表

十四日▼二〇〇七年日印交流年開始イベント出席

十五日▼吉田俊誉元本会副会長本葬参列

十八日▼日本宗教連盟理事会・懇親会
(於アルカディア市ヶ谷)

▼部落解放同盟中央本部担当者
と懇談

十九日▼局内会議(西村・斎藤氏来局)

二十一日▼インドラダック尼僧
ツエーリンパルモ氏来局

▼真宗大谷派招宴出席

二十二日▼厚生労働省遠藤氏来局

二十五日▼電通来局

二十六日▼ブーケット津波被災者追悼
法要参列

一月(二月三十一日)

十一日▼OBサミット事務局来訪

十二日▼花まつりポスター写真撮影

十五日▼真宗大谷派東京教区互礼会出席

▼増上寺 互礼会出席

▼名館会 真辺氏他四名来局

▼BNN企画委員会出席

▼OBサミット打合せ(於西本願寺)

十六日▼民主党 定期大会出席

▼局内会議

▼外務省来局

▼OBサミット事務局来訪

十七日▼自民党 定期大会出席

▼仏教保育連盟新年懇親会出席

▼比叡山宗教サミット準備会出席

二十三日▼小泉顕雄パーティー出席

二十四日▼浄光会出席

▼インド共和国記念日式典出席
(於 椿山荘)

▼念法真教来局

二十六日▼埼玉県佛教会新年懇親会出席

▼神奈川県仏教会理事会出席
▼BNN研修セミナー出席
▼無料法律相談室

三十日▼理事会・評議員会・参与会・
新年懇親会
(於 赤坂プリンスホテル)

三十一日▼WFB日本大会部会

▼WCRP新春の集い出席

▼自民党主催 文化伝統創造
調査会傍聴(於 自民党本
部)

二月(二月十日)

三日▼ワンワールドフェスティバル視察

六日▼顧問弁護士連絡会(於花園会館)

▼無料法律相談室

▼名館会五周年記念パーティー出席

七日▼同和人権問題連絡協議会出席

▼WFB大会教育プログラム打合せ

八日▼第八回現代教化フォーラム出席

▼人権啓発研修集会出席

九日▼総務・式典合同部会開催

哀悼

伊藤治雄師(本会元理事長)
十一月三十日遷化 七十七歳

万松寺住職

訂正

前号(五二五号)の「論点・視点」のコーナーの中で、川橋範子氏の経歴の欄において、

国際宗教研究所議員
と掲載しましたが、

国際宗教研究所評議員
の誤りでした。また、同欄において、
黒木 雅子 ↓ 黒木 雅子氏

と、敬称が抜けてしまっておりまして、
謹んで訂正させて頂きまことに、
不手際により大変ご迷惑をおかけしま
したことを、関係各位に心よりお詫び申
しあげます。

★今月の表紙について★

フレスコ画シイギリアレイは、
1875年に発見された。スリランカ
の世界文化遺産として登録されている、
シイギリアロック内部に壁画は存在し、
当時五百名以上が描かれていたとされ
るが、現存するのは十八名分のみであ
る。

シイギリアロックは内部に僧侶の為
の洞窟が多数あり、五世紀後半に王族
が権力争いを逃れて建てた宮殿とされ
ており、同国の観光名所でもある。

無料法律相談室

長谷川正浩顧問弁
護士による、無料
法律相談を毎月第
二、第四木曜日の
午後開催しており
ます。本会事務局
03(3437)9275へ
事前予約の上おい
で下さい。

「花まつり」ポスターのご案内

「花まつり」ポスターをこの度刷新いたしましたので、ご案内申し上げます。



従来のポスターも頒布しております。(残部僅かのため、無くなり次第頒布終了します)

- | | |
|---------------|---|
| サイズ | 新旧共に同サイズです。H594mm * W420mm |
| 価格 | 1枚100円 (最小5枚よりお申し込み下さい)
*購入例 5枚の場合・・・新ポスター3枚と従来のポスター2枚
*購入例 200枚の場合・・・新旧ポスター100枚ずつ
以上のような 新旧混ぜた形 でのお申し込みもお受けできます。 |
| お届け方法 | 宅急便にてお届け致します。
(配送料着払い、梱包料は別途ご請求させていただきます) |
| お申し込み | 電話・FAX・お葉書等にてお申し込み下さい。 |
| お支払い | 後日、請求書と払込用紙をお送りいたします。 |
| お申し込み・お問い合わせ先 | 財団法人全日本仏教会 広報文化部
〒105-0011 東京都港区芝公園 4-7-4 明照会館 2階 TEL: 03-3437-9275 FAX: 03-3437-3260 |

全日本仏教会は「花まつり」の全国展開を促進していきます。